

山梨県「同行援護従業者養成研修」実施要綱

1 目的

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)の規定に基づき、視覚障害により、著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うための知識、技能を有する同行援護従業者の養成研修の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

この研修の実施主体は、山梨県又は山梨県知事(以下「知事」という。)が別途定めるところにより研修を実施するものとして指定した者とする。ただし、山梨県は、研修の全部又は一部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、同行援護に従事する者又は従事することを希望する者とする。ただし、視覚障害者移動介護従業者養成研修修了者は、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了したものとみなす。

4 研修の内容

研修は、告示別表第五(以下「一般課程」という。)及び別表第六(以下「応用課程」という。)に定める研修とし、目的、研修時間、カリキュラム及び研修講師要件は、次のとおりとする。

(1) 目的

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を供与する知識及び技術の習得

(2) 研修時間

一般課程 20時間

応用課程 12時間

(3) カリキュラム及び研修講師要件

別表のとおりとする。

5 履修期間

一般課程の修了認定のための履修期間は、2か月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、4か月以内とする。

応用課程の修了認定のための履修期間は、1か月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、2か月以内とする。

6 修了認定

この研修の実施主体は、原則として所定の研修課程を修了した者に対して、修了の認定を行うものとする。

7 修了証明書の交付等

- (1) この研修の実施主体は、研修の修了を認定した者に対し、修了証明書及び携帯用修了証明書（別記様式1）を交付するものとする。
- (2) この研修の実施主体は、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付した者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、現住所等必要事項を記載した研修修了者名簿（別記様式2）を管理するものとする。
- (3) 知事は、研修の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

第 号	
修 了 証 明 書	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
同行援護従業者養成研修の	課程として、山梨県知事が指定した研修を修了したことを証明する。
(元号)年 月 日	
(研修事業者名)	
(代表者職・氏名)	
印	

修了証明書(携帯用)	
第 号	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
同行援護従業者養成研修の	課程として、山梨県知事が指定した研修を修了したことを証明する。
(元号)年 月 日	
(研修事業者名)	
(代表者職・氏名)	
印	

研修修了者名簿

事業者名

年度（西暦）

課程

修了証明書 番号	修了年月日 1	所属機関名	氏名	生年月日 2	性別 3	住所	電話番号	現況 4

研修修了者名簿記入上の注意

- 1 年（西暦 4 桁）、月・日（2 桁）の数字のみで記入すること。【記入例】2003 年 8 月 31 日 20030831
- 2 1 と同じ方法で記入。ただし、生年月日不明の場合は 1900 年 1 月 1 日（19000101）として記入すること。
- 3 女性は F、男性は M で記入すること。【記入例】女性の場合 F
- 4 現況区分は下記コードのとおり記入すること。【記入例】在職中（休職含む） 01、求職中 02、退職（再就職意思なし） 03、就職意思なし 04、その他 09

「別表」

カリキュラム及び講師要件等

1 一般課程

科目名	時間	内容	講師要件
講義 12時間			
1 視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1	視覚障害者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。 1. 視覚障害者福祉の背景と同行 2. 視覚障害者福祉の制度とサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者行政担当者（当該科目を担当する部署に在勤又は実務経験を3年以上有すること） ・身体障害者福祉士 ・社会福祉士
2 同行援護の制度と業務	2	同行援護の制度と業務者の業務を理解する。 1. 同行援護の制度 2. 同行援護の業務 3. 関連機関との業務	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者行政担当者（当該科目を担当する部署に在勤又は実務経験を3年以上有すること） ・同行援護従業者
3 障害・疾病の理解	2	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。 1. 視覚障害者数 2. 視覚障害についての理解 3. 視覚障害の原因疾病・症状・治療 4. 見えの構造 5. 同行援護の際の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・眼科医師 ・保健師 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活指導員
4 障害者（児）の心理	1	視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。 1. 先天性障害と中途障害 2. 障害者の心理と人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ・心理判定員 ・臨床心理士
5 情報支援と情報提供	2	移動中に必要な情報支援、情報提供の基礎を習得する。 1. 言葉による情報提供の基礎 2. 移動中の口頭による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護従業者 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活指導員

		3. 状況や場面別での情報提供	
6 代読・代筆の基礎知識	2	<p>情報支援として代筆・代読の方法を習得する。</p> <p>1. 代読</p> <p>2. 代筆</p> <p>3. 点字・音訳の基礎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同行援護従業者 ・ 歩行指導員 ・ 視覚障害者生活指導員
7 同行援護の基礎知識	2	<p>同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。</p> <p>1. 視覚障害者への接し方</p> <p>2. 視覚障害者の社会参加</p> <p>3. 視覚障害者の行動技術</p> <p>4. 同行援護の留意点</p> <p>5. 歩行に関係ある補装具・用具の知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同行援護従業者 ・ 歩行指導員 ・ 視覚障害者生活指導員
実習8時間			
1 基本技能	4	<p>疑似体験をしつつ、基本的な移動支援の技術を習得する。</p> <p>1. 基本姿勢と留意点</p> <p>2. 基本姿勢の変形</p> <p>3. 方向転換</p> <p>4. 狭い場所の通り抜け</p> <p>5. ドアの通過</p> <p>6. サイド（左右）の位置交代</p> <p>7. 背あてのある椅子への着席</p> <p>8. 背あてのない椅子への着席</p> <p>9. 段差・階段を上る方法</p> <p>10. 段差・階段を下りる方法</p> <p>11. 同行援護中一時的に同行援護従業者と視覚障害者が離れる場合</p> <p>12. 交通機関の利用の基本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同行援護従業者 ・ 歩行指導員 ・ 視覚障害者生活指導員

2 応用技能	4	<p>擬似体験をしつつ、応用的な移動支援の技術を習得する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境に応じた歩行の心がけ 2. らせん階段や不規則な階段の昇降 3. 押しドア・引きドア・引き戸の通行 4. エレベーターの利用方法 5. エスカレーターを上る方法 6. エスカレーターを下りる方法 7. 自動車に乗る方法 8. 自動車から降りる方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護従業者 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活指導員
計	20		

2 応用課程

科目名	時間	内容	講師要件
講義 2 時間			
1 障害・疾病の理解	1	<p>業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「見える」ということ 2. 「見えること」と「行動」 3. 弱視の見え方、見えにくさ 4. 盲重複障害について 	<ul style="list-style-type: none"> ・眼科医師 ・保健師 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活指導員
2 障害者（児）の心理	1	<p>視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、適切な対応ができるよう習得する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の受容 2. 家族の心理 3. 視覚障害者の人間関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理判定員 ・臨床心理士

実習10時間			
1 場面別基本技能	3	<p>日常的な外出先での技術を習得する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食事 2. トイレ 3. 車いす利用の視覚障害者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護従業者 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活指導員
2 場面別応用技能	3	<p>目的に応じた外出先での技術を習得する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 窓口やカウンター 2. 買い物 3. 雨の日 4. 金銭・カード 5. 病院・薬局 6. 式典・会議・研修など 7. 冠婚葬祭 8. 盲導犬ユーザーへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護従業者 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活指導員
3 交通機関の利用	4	<p>交通機関での移動支援技術を習得する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電車に乗る方法 2. 電車から降りる方法 3. バスに乗る方法 4. バスから降りる方法 5. その他の交通機関の乗り降りする方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護従業者 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活指導員
計	12		

応用課程は、一般課程に定めるカリキュラム以上の研修の課程を修了した者を対象とする。